

地域連携コンソーシアム設置要綱

(目的)

第1条 学校卒業後における障害者の学びの支援の充実のため、関係者による連携組織として「地域連携コンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 コンソーシアムは、次の事項について協議・情報共有を行う。

- (1) 障害者の生涯学習を推進するための取組内容に関する事。
- (2) 市町村、障害者関係団体、社会福祉法人等との連携・協働に関する事。
- (3) その他、障害者の生涯学習の推進に必要と認められる事項に関する事。

(委員、組織)

第3条 コンソーシアムは、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選によって決定する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、秋田県教育委員会教育長が委嘱する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 大学関係者(有識者)
 - (2) 障害当事者
 - (3) 障害者関係団体代表
 - (4) 特別支援学校PTA代表
 - (5) 市町村関係者(生涯学習課、障害福祉担当課等)
 - (6) 社会福祉法人関係者
 - (7) 特別支援学校関係者
 - (8) 県関係各課長(障害福祉課、特別支援教育課)
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

(委員長・副委員長)

第4条 コンソーシアムに、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、コンソーシアムを代表し会務を総括するとともに、コンソーシアムの議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 コンソーシアムの委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 コンソーシアムの委員は再任を妨げないものとする。

(会議)

第6条 コンソーシアムは、秋田県教育委員会教育長が招集して運営する。

(会議の公開)

第7条 コンソーシアムの公開等については、「審議会等の会議の公開に関する指針」(平成11年12月3日総務部長通知)の定めるところによる。

(事務局)

第8条 コンソーシアムの事務局は、秋田県教育庁生涯学習課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。